

## 別紙 1

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により岩手県又は大船渡市から大船渡市移住支援事業に関する報告又は立入調査を求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に大船渡市から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業に限る）：全額
  - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大船渡市から転出した場合：半額